

地域創生総合支援事業(サポート事業(一般枠))について



補助金の目的は？

→ 地域の課題を踏まえ、地域の特性を活かした、住民自らが取り組む地域づくりのための事業立ち上げをサポートします。



どのような事業が補助対象となるか？

→ ①地域活性化に効果がある ②国や県の既存施策の中で支援することが困難な事業 ③広域的又は先駆的、モデル的な事業 ④地方振興局長の定める採択方針に合致する
上記①～④に当てはまる事業が補助対象となります。

例えば…

地域資源の活用を図る事業や、地域の情報発信、地域イベントの実施など、地域の活性化に繋がるさまざまなものが対象となります。



どのくらいの補助が受けられるのか？

→ 補助対象経費の3分の2以内、上限500万円の範囲内で決定します。原則1年間、事業計画内容によっては3年までを限度に補助することができます。(例外あり) ※上記の例は一般枠の内容です



どのような団体が対象になるのか？

→ 地域の皆さんが自主的に組織されている自治会や、地域振興協議会等既存の団体、もしくは事業を実施するために新しく組織する実行委員会などが対象となります。



補助対象にならない事業は？

→ 以下に一例を示します。

- ・国、県及びその外郭団体の補助又は助成を受けられる事業。
- ・事業費が50万円に満たない事業
- ・既存事業の単なる財源振替(新規性が必要)
- ・営利を目的とした事業 ※これ以外にも補助対象外となる事業があるためご注意ください



問い合わせ先

- ・福島県いわき地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課 担当：佐藤
- ・電話：0246-24-6007
- ・申請の相談から採択まで、事業の審査等により一ヶ月以上の時間を要しますので、お早めの相談に御協力をお願いします。